

令和2年4月から一部の輸出証明書の 申請先・発行場所が変更※になります！

中国向け 活 の水産物の場合

- ①原産地証明書・放射性物質検査合格証明書
→ ※北海道農政事務所、北海道
- ②活水産物輸出証明書
→ 水産庁、北海道

中国向け 活以外 の水産物の場合

- ①原産地証明書・放射性物質検査合格証明書
→ ※北海道農政事務所

韓国向け 活 の水産物の場合

- ①原産地証明書
→ ※北海道農政事務所、北海道
- ②水産動物衛生証明書
→ 北海道

韓国向け 活以外 の水産物の場合

- ①原産地証明書
→ ※北海道農政事務所

台湾向け水産物の場合

- ①輸出に係る確認書（原産地証明書）
→ ※北海道農政事務所

北海道農政事務所へは電子申請となりますので、
必ず事前登録を行ってください。
なお、証明書は郵送のほか、北海道農政事務所、
北海道漁業調整事務所等で受け取ることが可能です。

※は今回変更になる箇所です。
※農林水産省問い合わせ先 北海道農政事務所
(011-330-8810)